

茨木市文化振興ビジョン改定業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市文化振興ビジョン改定業務委託にかかるプロポーザルにおいて、業務内容案を示す仕様である。契約にあたっては、受託候補者と内容を協議、調整の上、改めて仕様を策定する。

1 業務名

茨木市文化振興ビジョン改定業務委託

2 目的

本業務は、文化振興ビジョン（以下、ビジョン）策定にあたり、市が目指す文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取り組みとして市民文化の向上を図る基本指針について検討することにより、ビジョン策定を円滑に行うために実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

以下に掲げる「ビジョン策定のための基礎データの集計・調査研究」及び「ビジョン策定業務」を実施し、成果品を提出する。

(1) ビジョン策定のための基礎データの集計・調査研究

ア 本市の文化芸術に関する状況を、他市と比較しながら統計的に把握する。

イ 市民・学校アンケートを集計し、文化振興施策に対するニーズを把握する。市民・学校アンケートの集計、分析を含む。

ウ 国・府、その他、地方公共団体の関連計画について調査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。また、先進都市の文化振興ビジョン・計画の動向調査を行い、情報を提供する。

エ 必要に応じて、有識者に意見聴取を行い、その結果を本業務に活用する。

オ その他、ビジョン策定において必要となる情報の提供と支援を行う。

(2) 茨木市文化振興施策推進委員会及びワークショップ・ヒアリング等の運営支援

ア 茨木市文化振興施策推進委員会（以下、審議会）を開催するにあたり、審議会開催における企画立案及び協議内容検討における支援、審議会への出席や会議録の作成等、効率的運営が図れるよう支援を行う。

イ 文化芸術関係団体等や有識者への意見聴取のためのワークショップやヒアリングの運営支援を行う。

(3) ビジョン素案策定業務

- ア 上記の調査研究の結果及び審議会、ワークショップ・ヒアリング等の内容を基に、ビジョンの体系並びに内容の追加・修正等の検討及び提案を行う。
- イ 職員のみで構成される庁内検討委員会の運営支援（会議資料の作成、会議への出席、要点議事録作成等）を行う。
- ウ ア・イの内容を盛り込み、ビジョンの素案を作成する。
- エ ビジョンの記述の根拠となる調査・研究結果を集成した参考資料を作成する。
- オ 上記業務の進捗管理を行う。

5 成果品

本業務の成果品として、次のものを事業年度ごとに提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R等に入力）でも納品すること。また、今後の本改定を見据えて、電子データについては編集を容易に行える形式で納品すること。

- ①業務報告書 5部（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）
- ②業務報告書及びビジョン素案を記録した電子媒体 一式
- ③ビジョン素案（製本）15部

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、市担当者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者は、事前に業務日程表、現場代理人・主任技術者届等を甲に提出し、承諾を受けるものとする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、特に十分注意する。
- (4) 本業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (5) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内容に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (6) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (7) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。